

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設の事業変更許可申請に係るヒアリング（8）
2. 日時：令和4年7月14日（木）13時30分～14時45分
3. 場所：原子力規制庁10階会議室（TV会議により実施）
4. 出席者：
原子力規制庁
原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門
金子安全規制調整官、立元管理官補佐、井上安全審査専門職、中澤安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所
環境技術開発センター長 他2名
安全・核セキュリティ統括本部
施設保安管理課 マネージャー 他2名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料1-1 廃棄物管理施設の変更許可申請における質問回答表
提出資料1-2 大洗研究所廃棄物管理事業変更許可申請における審査会合の質問回答
提出資料2 廃棄物管理施設の今後の新規制基準対応の審査スケジュールについて

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	それでは、
0:00:05	まず、今回の提出いただいた資料について簡単にご説明お願いできます でしょうか。
0:00:14	はい。
0:00:15	はい。
0:00:16	こちらは大洗廃棄物管理施設です。
0:00:19	まず、こちら大洗につきましては私がイマイでございましてみてショ ウジ後が福井でございます。よろしくお願いたします。
0:00:34	本日の案件については、変更許可のみというふうに伺っておりますけど まずその
0:00:43	ご確認なんですが、
0:00:45	その他保安規定施行については、今日は資料としては、面談としてはセ ットされないということよろしいでしょうか。
0:00:56	はい。規制庁中澤です。その通り、その通り許可の方武居今日のご説明 いただければと思います。
0:01:08	はい。まずそれではですねちょっと資料の確認からですが、
0:01:12	変更許可におきます資料を1-1、質問回答票をですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:19	本件に伴います、資料 2、資料そのものでございます。
0:01:25	1-2 でございますすいません。
0:01:27	それから、
0:01:30	この質問回答の中にも関係いたします、許認可スケジュールについてご説明したく資料 4 というものが右上ある 1 枚ものは 2 枚ものでございますが、
0:01:42	この資料を 3 点、本日のご説明資料ということでよろしいでしょうか。
0:01:52	あ、規制庁仲田です。
0:01:54	そうですね。3 点。
0:01:56	よろしく申し上げます。
0:02:01	はい。
0:02:02	それではまず、資料 1-1 でございます。これは面談を通しましてご質問いただきましたことについて回答してるものを野間状況を示してございまして、
0:02:13	今回変更箇所につきましては下線部でお示ししております。ページでいきますと 5 ページからになります。
0:02:23	で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:24	あ、すみませんちょっと4ページからでございます失礼いたしました。 4ページ、一部ですね、気象観測データにつきましてはですね、
0:02:34	の大洗それから機構全体の回答ということで取りまとめ中でございます て別途お示しいたしますということで、こちらについては
0:02:44	今回保留とさせ、次回とさせていただきます。
0:02:49	5ページからはですね、変更許可に関わるご質問回答でございます。
0:02:57	こちらの方でご質問いただきましたことに対する回答と、いうことをご 説明しながらですね資料の方にそれが反映されて反映後座間についてご 説明させていただきたいと考えております。
0:03:12	まず、5ページ、6月30日の面談におきまして、維持すべき安全機能の 適正化という表現につきまして、5件、検討するようにと。
0:03:23	いうことを、
0:03:24	そのような記載が、後、
0:03:28	ございました。
0:03:29	資料1-2Eにつきまして、こちらの方を、
0:03:35	ご確認いただきたいんですが1ページ目の、
0:03:39	主な変更概要というところで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:42	下線部、変更箇所をお示ししております。外部事象に対する設計方針の変更と、
0:03:48	いう形で、記載文言についてはちょっと見直しをさせていただいております。
0:03:59	す、この面談の時にですね、申請書に同様の文言がある場合はこの整合を図ることということでコメントございました。
0:04:09	このとき、補正書の申請書の中で、変更の理由について同様の記載があるかもしれないということを申し述べたんですけども、
0:04:20	このようなちょっと記載文言は、なかったことになりました。従いまして、変更箇所はこの1ヶ所になります。
0:04:29	それから、6ページ、二つ目の質問でございまして、
0:04:35	失礼、資料1-2からですね、ご質問、それから回答1、それからその下に四角を書いておりまして、
0:04:44	それぞれどういう考え方でこれを書いているのかというのがわからないということでございました。これを本申請の考え方、審査を踏まえた見直し方針ということでわかるようにしてございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:55	また、質問回答 1E ですねでは実際どのように買うのかということ を、
0:05:01	資料を追加してのご説明をということでございました。
0:05:05	資料 1-2 の 3 ページ 4 ページ、2 枚、を追加した形で、
0:05:11	ご説明をさせていただきたいと考えております。
0:05:16	資料 1-2 の 3 ページでございますが、左側に本申請、右側に見直し案 ということで書いております。
0:05:26	前ページにも書いてあります。今回、
0:05:30	すべての
0:05:31	外部事象に適用するところを考えていたものでございますが、審 査を踏まえた見直しということで、
0:05:39	外部事象については竜巻事象のみに本件考え方を適用すると。
0:05:46	いうことを、わかるような形で資料を追加してございます。
0:05:51	その結果具体的にどのように変わるのかというところを、4 ページで すね、
0:05:57	一番左に許可真ん中に本申請、それから審査を踏まえました見直し案 と、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:05	いう形で、右側にその本文、それから添付資料の代表をであります 8 条の竜巻のところに、
0:06:15	新旧形式の形でお見せする形で、
0:06:19	資料を追加いたしました。
0:06:22	さらに、ここの 4 ページはですね、第 8 条、
0:06:27	添付資料 5 の第 8 条の一部でございますから、この全体像がわかるようにですね、
0:06:34	参考資料 2 という形で、
0:06:37	許可本申請見直し案の、この新旧の形を添付の形でお示ししてございます。
0:06:47	こちらの方はですね、ちょっと飛んでいきまして、
0:06:56	パワーポイント形式の横形式の資料が
0:07:00	8 ページまでございましてそのあと、参考資料 1 というものが、
0:07:07	12 ページまで、失礼しました。10、
0:07:13	24 ページまで続きまして、そのあと参考資料 2 というものを追加する形で入れました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:21	これは下線部が変更箇所でございます。さっきほどのパワーポイントの 1枚物、同様にですね左側に既許可本申請見直し案を並べてございまして、
0:07:33	主に変更箇所、
0:07:35	ついて新旧形式でお示ししてるというものでございます。
0:07:40	ポイントは添付資料5の安全設計に関わるところで、
0:07:45	変更のある第一条、それから第8条ですね。
0:07:50	こちらの変更箇所をアンプ形でお示ししてるものでございます。
0:07:58	見直しのポイントをとしましては、まず本文、
0:08:04	つきましてはですね、
0:08:08	今回の適正化については、外部事象の竜巻のみ適用させるということ で、本文については
0:08:18	表現の見直しをさせていただきたく、下線部をしております。
0:08:24	これは法令条文により1回形での表現が適切であろうというふうに考えて いるものでございまして、設計方針の変更ではないと考えてござい ます。
0:08:34	第1条に、見直し案という本申請で

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:40	記載をよって記載をしておりました。設計方針については、
0:08:46	第一条については削除をし、
0:08:50	第8条でもですね、
0:08:52	竜巻のみ、本事象、本、設計方針の適用をさせるということからですね、
0:09:00	結果として
0:09:04	削除がなされる部分、これが例えば、
0:09:08	竜巻のF1の評価であったり、そういったところになります。
0:09:15	また文言としてはですね、必要な安全機能を確保する設計とすると。
0:09:20	いうところがふさわしいであろうと考えておりますのでそこも、
0:09:24	日本語の変更。
0:09:26	いうふうに考えてございます。
0:09:30	これが変更のポイント本誌でございます。
0:09:37	続きまして、資料1-1に戻ります。
0:09:46	エース。
0:09:47	4、ナンバー4のコメントでございます。節項に補正するという、次ページのコメント、これは

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:56	ですね。
0:09:58	すいません。これ3ページというふうには書いておりますが、当時の三瓶 ございまして、
0:10:04	現在の5ページになりますが、
0:10:06	この下線部がございます。
0:10:10	ここで
0:10:12	申請中の節コメントは別に、申請補正するという表現をちょっと誤った 表現ございましたので、
0:10:19	別に申請し対応するというふうに、記載を適正化明日修正でございま す。
0:10:25	また、ナンバー5のご質問ということで、工程表、資料ナンバー、資料 の7ページに入れてございますが、
0:10:35	この時間軸がわからない記載になってございました。これを年度形 式、それから、各申請と、認可のポイントとなる
0:10:46	連なりですね。ここをですね、わかるように破線で表現をしてる、して るものでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:56	ここの工程につきましては、別資料、許認可スケジュールで、また改めてちょっとご説明したいと考えております。
0:11:08	続きます、
0:11:11	徒歩 5。
0:11:14	質問回答のナンバー6 でございます。
0:11:19	ここは許認可スケジュール改めて説明しますということでございましてこれはこの後、資料 4 でご説明させていただきます。
0:11:28	そして最後、8 ページですね、数、資料中でございますが、適切に、
0:11:36	見直す、それから、改め形式といったようなよう表現を使っておりますが新旧等の形式ということで、表現の見直しを図ったものでございます。
0:11:50	ここで 8 ページのところ適切に見直すという下線を引いて参考資料を、
0:12:00	見直し方針につきましては別途資料を添付するというので前のご説明させていただきました。
0:12:07	これについては、本資料を 1-2 の一番最後にですね、参考資料 5 というふうにして指しております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:21	ここではですね、もともと、
0:12:26	本今回の申請書につきましてまとめ資料、
0:12:31	ですね、この記載の見直しの方ですねコメントとして受けてるものでございまして、
0:12:39	これについてこのまとめ資料の見直し方針をですね、
0:12:43	大きくちょっと二つ、ご提案のご審議という形でちょっと記載させていただきます。記載させていただきました。
0:12:51	まず上の四角の方針でございますが、
0:12:56	設計方針の結論、
0:12:59	がですね。
0:13:00	本文それからすでに添付資料を添付資料具体的には各条の適合性の説明ですとか、
0:13:06	解釈等の適合性の説明で、記載されてる場合はですね、そのあとに、申請書の中にございますまとめ資料の部分をですね、
0:13:18	すべて削除をし、この部分を補足説明資料として取り扱うというのが、
0:13:26	一つ、我々の考えてる方針でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:32	ただ、許可なんか設計方針の結論に至るまでの設計条件ですとか、設計仕様が、
0:13:43	許可本部の中が許可の添付資料の中で必要だという場合はですね、
0:13:49	この結論に至るまでの設計条件設計しよう。
0:13:55	いうところがわかる部分を、を残して残りをまとめ資料から引っこ抜くという形で、引っ込めた部分は補足説明資料として取り扱おう。
0:14:07	このような考え方もあろうかと考えております。
0:14:13	例えば、上の考え方であればですね、添付資料の中にある各条に今まとめ資料ございますが、
0:14:20	このまとめ資料を綺麗に引っこ抜いてしまうという考え方になります。
0:14:26	二つ目の考え方ですね。
0:14:29	結論に至るまでの設計条件ですとか設計仕様というのを許可の中で、添付資料の中で読めるようにするんだということであればですね、
0:14:38	例えば、第一条におけます部分については、
0:14:44	まとめ資料の中で、この設計条件設計書を押す説明してる、おりますから、
0:14:50	ここは適合性の説明として残す必要があろうかと考えます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:56	このように、各条ごとにですね、どこまでを残す残さないと。
0:15:01	いうことの、ちょっとジャッジといいますか、そのような
0:15:06	考え方、そのような
0:15:10	判断がちょっと必要になっだろうかと考えております。
0:15:15	で、現在我々としてはですね、まとめ資料については、
0:15:22	上の考え方、
0:15:24	補足説明資料として、儀礼に移してしまうと。
0:15:29	設計方針の結論のみが本文、添付資料で読むことになる。
0:15:35	このような許可の体裁を考えております。
0:15:40	についてコメントをなり、いただければと考えております。
0:15:51	まず資料1-1-2の説明については以上でございます、
0:16:00	一旦、
0:16:01	この後、資料4の許認可スケジュールについてご説明したいと考えてお りますが、
0:16:08	一旦ここまででご説明、区切らせていただいてよろしいでしょうか。
0:16:17	規制庁中澤です。了解しました。それでは規制上か、規制庁側から何か コメント等ございますでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:15	規制庁のタツモトです。
0:17:18	これは1点。
0:17:20	整理の仕方をお願いになるんですけど、資料1-1。
0:17:26	にこれまでのヒアリングでの確認事項。
0:17:31	を一覧表にさせていただいてるんですけど、
0:17:34	ヒアリングでの確認事項等、審査会合での指摘事項っていうのは、位置 付けが異なってくるものになるので、
0:17:44	そこは投票として分けて欲しい。
0:17:47	というお願いです。
0:17:49	藤3頁出野氏が令和4年6月6日の審査会合、ここでは指摘事項になる ので、
0:17:59	指摘事項等確認事項で、
0:18:02	表を開けていただくことは可能ですか。
0:18:08	はい、原子カイマイです。はい。承知しました。資料1-1をですね、 分けまして6月6日の審査会合の部分について分けまして、資料の方、 整えたいと考えます。
0:18:27	規制庁タツモトですありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:41	資料1-2。
0:18:45	両方に行きますけど、
0:18:47	江藤、あくまでも今回は、これまでの審査の過程を踏まえた、
0:18:53	補正の見直し方針のご説明になるかと思います。
0:19:00	三瓶G、
0:19:02	それから衛藤。
0:19:04	見直し案という形で案のページのように見えるんですけど、
0:19:09	ここは方針としての示し方にさせていただきますか。
0:19:17	はい。原子カイマイです。はい。案というふうに記載のある箇所を見直し方針と、
0:19:24	そのような形でよろしいでしょうか。
0:19:53	規制庁タツモトです。
0:19:55	衛藤はいえと。
0:19:57	3ページ4ページ以降ですかね、見直し案というような表現があるので、そこはあくまでも方針ですっていうところでの、
0:20:06	記載をお願いします。
0:20:10	はい、原子カイマイラサ商事ました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:15	1点、見直し方針で確認したいんですけど4ページ目、今添付5、
0:20:23	8条の竜巻の部分下の欄ですね。
0:20:26	これを今、
0:20:27	申請書上は行わないと言ってたものを確保するというふうに変えるって 言ってるんですけど。
0:20:34	江藤。第8条を確認する等、行わないよう設計することってというような 記載になっていて、そこをあえて確保するって変更方針、見直す方針で あるってところの説明をお願いします。
0:20:55	はい。上甲イマイです。はい。
0:20:58	安全性を損なうことのない設計ということを大前提として、
0:21:05	安全機能をについては、
0:21:08	この第8条の中で、
0:21:11	既許可で、すでに、
0:21:15	人が駆けつけて代替するそのようなことがございます。
0:21:21	必要な安全機能を、を損なわないという表現への場合ですね。
0:21:28	安全機能が
0:21:30	一時的に

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:32	失われてそれを代替によって確保するという考え方と、
0:21:39	表現として、側ないと考えております。
0:21:42	安全機能はですね、常に確保されていて、
0:21:46	安全機能を有する設備については、
0:21:52	この竜巻等々ですね、破損等を生じるかもしれませんが、機能必ず継続して確保されていると。
0:22:01	ということが表現としてふさわしいというふうに考えました。
0:22:06	安全機能、
0:22:09	を有する設備、
0:22:11	という観点では、そこらを損なわないという考え方が
0:22:17	表現があろうかと考えますが安全機能という観点では、常に、
0:22:22	確保する維持すると、そのような表現でという考え方で、こちら、
0:22:29	記載の方を
0:22:31	方針として、ご提示いたしました。
0:22:43	すいません、金子です。
0:22:46	聞こえますか。はい。はい。現職イマイですはい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:52	そこのあたりを括弧するとその表現を変えることって何がしかの形で今ひとつ理解できます。もう一度ご説明いただけますか。
0:23:10	はい。減少高イマイです。
0:23:13	安全機能、機能をといるものでございますから、
0:23:21	維持されるですとか、確保されると、そのような観点での記載が適切だというふうに考えたものでございます。
0:23:30	日本語の問題でってということですか。
0:23:33	安全機能に繋がる言葉として損なわないうのは何か変なんで。
0:23:37	より日本らしい確保するというふうな表現にするってそういうご説明ですか。
0:23:47	はい。
0:23:47	この、例えば、今、4ページでございます。
0:23:53	設備、それから人員によって対応できることを含めて安全機能、
0:24:03	安全機能が
0:24:06	安全機能を代替するわけでございますので、
0:24:09	その安全機能を有する設備、
0:24:13	という観点では、そこのところないという話になろうかと思いますが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:17	確保するという形が適切であろうと考えたものでございます。
0:24:41	原子力イマイです。ちょっと補足させていただきます。
0:24:47	例えば、
0:24:49	竜巻でですね、安全機能が喪失した設備についてはというふうに言っておりますので、
0:24:57	創出した前提で説明をしながらですね、
0:25:03	一方で損なわないという表現が適切ではないのではないかとというふうに考えたものでございます。
0:25:13	品割れ棚を前提にやっているにもかかわらず、
0:25:19	うん。
0:25:21	はい、植野主査わかりました。
0:25:23	うん。
0:26:07	うん。
0:26:08	です。
0:26:10	江藤規制庁タツモトですね。
0:26:12	5 ページ目で質問 2 の回答があるんですけど、
0:26:18	ここで回答 2 の 2 パラ目。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:23	ですかね。
0:26:25	受け入れできない期間を可能な限り短縮するため、
0:26:32	ていうような説明があるんですけど。
0:26:35	これは、
0:26:37	7 ページ目ですか。
0:26:40	スケジュールとかと見て、
0:26:42	どの辺をどのようにしてるのかっていうようなご説明。
0:26:47	お願いできますか。
0:26:49	はい。
0:26:50	出向イマイです。
0:26:52	ページ 7 ページを、そう簡単にご説明いたします。
0:26:58	上から今、ご審議いただいています、変更許可それから設工認、そしてその下に新たに使用の停止に係る設工認について、
0:27:10	まず正しく申請したいと考えております。その濃いバーの下に薄井場がございますが、
0:27:20	これは使用の停止に関わる工事を示してございます。
0:27:25	この使用の停止、飯尾ですね、罰する間してるしてる間、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:32	この受入に関わる部分の設備が使えない状態が発生いたしますので、
0:27:41	その後最終的に証明確認書をいただく、赤い破線ですね、この後、
0:27:47	赤い破線の後は、廃棄物管理施設としてウンテンカイ、運転開始を考えているものでございますが、
0:27:55	ここの赤い破線までの間、
0:28:00	使用の停止の工事期間と開発までの間この間ですね。
0:28:05	有機廃液等の受入処理ができなくなるものでございますから、ここを
0:28:11	この期間を短くしたいというものでございます。
0:29:17	規制庁タツモトです。すみません。ちょっとまだ理解が追いつかない部分があるので、まず7ページ目の方で、スケジュールを確認して、どの部分を言ってるのかっていうにちょっと確認をしたいんですけど。
0:29:32	松井。
0:29:33	許可が、
0:29:36	一番上。
0:29:41	はい。
0:29:44	はい。それでは原子力をイマイるそれではちょっと詳細にですね、ちょっとご説明したいと思います。また今ご質問ございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:54	期間を短くする、したいという、
0:29:58	どう、なぜならばというところも踏まえてちょっとご説明したいと思 います。
0:30:02	まず、一番上がですね、許可でございます。
0:30:07	4月末に申請させ申請いたしまして現在審議させていただきまして、
0:30:14	令和4年度を中にですね許可をいただきたいというふうに考えてるもの でございます。
0:30:20	その下が設工認でございますが、同時期に申請いたしまして、
0:30:26	新規制基準に係るの設工認、イでございます。
0:30:30	評価の後に、
0:30:35	設工認の認可をいただきたいと考えてるものでございます。
0:30:39	それはですね、この後、新規性基準に伴う竜巻防壁工事というものがご ざいます。
0:30:47	この工事を着手するためにですね、本を認可いただきまして速やかに工 事着手し、検査を受けて生きていきたいというものでございます。
0:30:58	その下三つ目でございますが、
0:31:02	審査の中で、使用の停止に関わる部分の工事、の設工認、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:09	並びにその三つ、市、その二つ下、
0:31:14	保安規定ですね。
0:31:16	これが必要であろうというところのお話しいがございまして、
0:31:22	この申請が必要であると考えてございます。
0:31:27	ただ、今回につきましては、竜巻の、
0:31:32	工事を速やかに着手したいと、いうことと、
0:31:37	使用の停止に関わるプロセスについては、
0:31:40	この
0:31:42	赤い破線もございませ障害確認書の、
0:31:46	運転開始の前までに、適用される部分。
0:31:50	でございますから、
0:31:52	工事及び保安規定もですね。
0:31:55	でございますから、別申請が
0:31:59	ふさわしいだろうというふうに考えてるものでございます。
0:32:03	で、この
0:32:06	設工認をですね、
0:32:08	例えば補正という形で1本をにいたしますと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:12	この認可をいただいて、
0:32:15	それから竜巻の工事、
0:32:19	それから使用の停止に関わる工事というふうに着手していった場合にです ね、
0:32:26	設工認それから保安規定、それぞれ認可いただいたタイミングとです ね、
0:32:32	後の使用前確認書をいただく赤井 8000 までの
0:32:38	この距離距離といいますか、時間ですね。
0:32:42	これがそれぞれ最短収まるように考えますと、やはり別申請で、組スタ ート組み立てた方が、
0:32:51	シンプルに収まるというものでございます。
0:32:56	上から四つ目が、保安規定でございますが、これも新規制基準を踏まえ た補正をさせていただきます、
0:33:03	強化設工認保安規定、三つ一緒に審査いただいているわけございませ んが、
0:33:10	これにつきましては、認可をいただいた後ですね、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:13	新規制基準を踏まえた保安規定でございますので、赤い破線以降の適用をというふうに考えてございまして、
0:33:21	施行というふうに、
0:33:23	赤い破線上を打ってございます。
0:33:26	この横切行については保安規定については、
0:33:30	この黄色の会社から適用される部分の保安規定。
0:33:35	その下にあります。ちょっと繰り返しになりますが使用の停止に係る保安規定については、
0:33:40	ほぼは規定の認可後、使用の停止の工事に関わるプロセスに関わる保安規定でございますので、
0:33:49	施設購入と一緒に申請させていただきまして、認可いただいた後ですね、設工認等保安規定のそれぞれ認可いただいた後、
0:33:57	収納停止に係る工場をやりたい。
0:34:00	そのあとを速やかに運転開始をしたいというものでございますので、
0:34:06	ここの期間を再短くしていきたいというふうに考えてるものでございます。
0:34:15	説明については以上でございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:23	まず後任については、新基準対応の 5 人。
0:34:29	野中新居、江藤一井使用停止の後任を入れ込む等、
0:34:35	その工認認可後の工事をするに当たって、
0:34:39	竜巻防護駅の工事なりってところの期間が担保できないので、早めにその竜巻防護へき工事を含ま新規制基準対応の工認は、先に認可して欲しい。
0:34:52	なので、1 使用停止の部分は別に分けて、
0:34:57	やります。
0:34:58	この理解合ってますか。
0:35:01	はい原子力イマイです。はい。その通りでございます。
0:35:08	江藤で工認は 5 分割での申請だと思ってますけど、
0:35:16	新規制基準対応は 5 分割目になっていて、
0:35:21	1 使用停止の方ってというのは、
0:35:25	6 分割になるんですか。
0:35:36	原子力、すいませんちょっと確認させてください。
0:36:25	減少高イマイです。
0:36:30	今 5 分か II というお話がございましたのは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:34	すでに認可いただきました実家法ですとか、スラブ、それから尾田部て 不固体廃棄物減容処理施設、
0:36:42	を入れてという
0:36:44	ことをでしょうか。
0:36:48	新基準に係る項 2、
0:36:51	5 分割の話です。
0:36:57	はい。
0:36:58	そこにつきましてはその通りでございますすでに認可いただいている部分 も含めて、になります。
0:37:04	今回新しく使用の停止に関わる設工認、
0:37:12	でございます。
0:37:45	規制庁タツモトです。
0:37:47	衛藤。この使用停止もう新基準に絡む話なので、この赤点線の使用前確 認書を、
0:37:56	7 日なの前までには、工事の終わりが必要。
0:38:00	ていうご説明の中で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:03	工認だけは、新基準工認の中に入ってこないところの説明をお願いします。
0:38:41	原子力をイマイです。
0:38:44	ですね、この使用の停止に関わる部分の接合につきましては、
0:38:50	設備を止めていくという、辞めていく工事でございますので、これは分割できるというふうに考えてるものでございます。
0:40:43	規制庁タツモトてすいません
0:40:46	もう少し教える、教えて欲しいんですけど。
0:40:49	有機廃液一時格納庫、化学処理装置を使用停止したい。
0:40:56	そもその理由は、
0:40:58	江藤達明の
0:41:01	不安でしたっけ。不安での、建屋なりなんんりの関係性なりを持たせるってというのは、今回の許可でなくします。
0:41:12	といったときに、ここは有機廃液の格納庫なり、処理装置なりは使わないようにするってのを、
0:41:20	が、
0:41:21	大前提なわけで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:24	そのやめるという工事を、
0:41:28	新基準とは関係なく別ですっていうところの、
0:41:32	整理が、
0:41:35	わからないという点なんですけど。
0:41:39	F の設計、F 案の設計しなくていいっていうところは、
0:41:45	新基準対応じゃないんですか。
0:41:51	はい。原子力イマイです。
0:41:53	はい。
0:41:55	まず、
0:41:58	F の対応をしなくていいというところは新規性基準。
0:42:03	になります。
0:42:06	新規性基準の
0:42:10	規制基準。
0:42:15	そうですね。はい。そこの。そうです。
0:42:19	今、許可の方では、この化学処理装置内廃棄資格のこと。
0:42:25	というところを、どういった形で、
0:42:30	申請させていただいております。施設高についても同様でございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:36	この許可認可をいただいた後ですね、
0:42:39	この今日、廃棄物管理事業として、有機廃棄四角の後化学処理装置については、
0:42:46	この廃棄物管理事業から抜けることになりますので、
0:42:50	そちらについては、地域性基準といいますか、いわゆる工事として使用を停止していくと。
0:42:59	もともとある安全機能ございますのでそれらは段階的に止めていくというところを設工認保安規定で、
0:43:08	縛っていくと。
0:43:09	ということになります。
0:43:19	規制庁タツモトです。
0:43:20	であればこの赤転生までに終わらせなきゃいけないというところの説明がわからなくなるんですけど、
0:43:28	段階的にやめていくのであれば別に赤点線気にせず、段階的に止めていけばいい話ではないんですか。
0:43:42	はい。現状イマイです。
0:43:45	はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:46	ゆっくりやればというのはその通り、なるかもしれませんが、ただ
0:43:54	この使用の停止に関わる部分の
0:43:57	プロセスに入ってしまうと、
0:44:00	有機廃液を受入れる。
0:44:18	すいません、今化学処理装置、それから床位置格納庫が完全に使用停止した段階をですね、設工認それから保安規定で、
0:44:31	定めようとしておりますので、
0:44:33	これがなくなるといいますか、
0:44:38	安全機能をですね、
0:44:42	維持すべき安全機能について、
0:44:44	必要でなくなる状態に持っていく。
0:44:48	そこが、
0:44:50	新規性基準赤点線のゴールだというふうに考えてるものでございます。
0:46:07	はい。
0:46:09	これ個別。
0:46:12	細かく、
0:46:15	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:16	えっとですね、今ちょっと何度かご説明いただいたんですけどもちょっと私もね、よく理解できんのですよ。
0:46:23	新規性基準の関連がどれとどれとあと、この赤点線までになぜ置く必要があるのかとかですね、その関係がちょっとよくわからないし、整理していたことができますかね。
0:46:38	はい。原子カイマイですはい。そうしました。ちょっと
0:46:44	どうしても理解できないので、
0:46:45	ぜひお願いします。
0:46:49	はい、わかりました。この後の停止に関わる部分、
0:46:54	ここの、
0:46:55	地域性基準としての考え方、ちょっと改めて整理してですね、こちらについてご説明したいと考えます。キーワードはね、分割ね、
0:47:07	6月末、どうなのか僕なのかっていうのと、当新規性基準の対応の終わりって何なことってんのかなっていうのはありますんで、
0:47:17	その辺の今ご説明されていた中で今私が申し上げたキーワードがね。
0:47:23	ちょっとよく、関連がよくわからなかったなので、その辺も含めて、整理をお願いします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:30	はい。ページを見ましました。
0:47:51	規制庁タツモトです。衛藤整理していただくにあたって本紀成分なんですけど、今この規定は、新規制基準を走らせた上で、使用停止を別申請でしますっていう説明なんですけど。
0:48:05	おそらく新基準、新規制基準の保安規定は、使用停止はしない中身での保安規定で、
0:48:13	まずその、
0:48:14	それとは別で、使用停止の判定を申請するっていう。
0:48:19	同じ。
0:48:22	ものに対して使用しますっていうのと使用停止しますっていうのは、申請としてダブルで走ってるっていうのは、
0:48:29	どういう整理なんだろうっていうところは、
0:48:32	あるので、
0:48:33	ここについてもあわせて整理の上教えてください。
0:48:41	はい原子力賠償しました。
0:48:54	はい。資料の8で、ごめんなさい、資料1-2の8ページなんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:59	今審査を踏まえた見直し方針で、変更に係る範囲範囲が明確でないことから新旧等の形式で固定するってあるんですけど、
0:49:11	これな。
0:49:12	固定なんですか。
0:49:19	原子力イマイです。
0:49:21	と、ちょっと最後のところが、すみませんちょっとうまく聞き取れなかったんですが、
0:49:27	進級等の形式での後、
0:49:31	何ですか。
0:49:32	すみません。
0:49:34	規制庁のタツモトです。
0:49:36	進級形式で補正をされるんですか。
0:49:42	原子力をイマイです。はいそのように考えております。
0:53:40	もう一つ、
0:53:43	パッカー。
0:53:45	はい。はい、8ページの件なんですけども、
0:53:52	今回この新旧表の形式で出てくるっていう話なんですけど、これ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:57	J A 全体的にこういうやり方をしてるっていう理解でいいですか。
0:54:04	はい。原子力高イマイです。
0:54:08	廃棄物管理施設としましてはこれまで刊本形式でお示ししてきました。
0:54:16	従いまして今回、4月末に申請した時ですね、
0:54:21	申請書として官報の形がふさわしいであろうというふうに考えまして提出させていただきました。
0:54:28	ただ、審査会合それからその後の面談等ですね、申請範囲のわかりにくさというところをご指摘、
0:54:38	いただいております、それを踏まえまして、今、他の許可でもですね、
0:54:47	機構の中で他の許可でも、
0:54:50	いわゆる宇都恵子目講師溶け込みと、新旧の合わせ技といいますかそういった形での、
0:54:59	許可を出してございますので、
0:55:03	それに倣って今回補正をとという形で前回、6月16日の面談でも、
0:55:11	方針を確認させていただいたものでございます。
0:55:19	溶け込みと新旧の合わせ技ってご説明ありましたけど、
0:55:24	それは新旧とはまた違う。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:26	どっちかと。
0:55:32	原子カイマイです。はい。
0:55:35	ちょっとどのように、これはもう、わかりやすさだけだと思いますけども、
0:55:43	他の許可ではそのような形をして、そのような形での申請してございますのでそのような形に考えております。
0:55:53	例えば、これはまだ案でございますけども、
0:55:58	本文についてはですね
0:56:01	溶け込みと改め形しきい等の形でお示しし、
0:56:06	添付資料につきましては、新旧の方がわかりやすいというふうに考えております。そのような形を今考えております。
0:56:16	了解了解わかりました。他のANAでも大体同じような考え方っていう言い方でいいですか。
0:56:25	はい、原子カイマイですはい。そのような形で今出させていただきますので、それに倣ったと考えてございます。
0:56:33	はい、わかりました。
0:57:05	規制庁中澤です。資料1と1-1と1-2については、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:14	真木施設長からの発想は、特にないようですので、次の資料4について説明をお願いしますでしょうか。
0:57:25	市街地とにかく同じかもしれない。
0:57:29	ちょっとそんなことですか。資料4は資料1-2の、
0:57:34	ページと同じということでしょうか。
0:57:41	はい。原子力をイマイです。
0:57:43	はい。ご説明する中身が、結果として同じになってしまったというものでございまして、
0:57:50	当初より許認可スケジュールについて、申請時期1月に予定していた時期が遅れたということから、今後の
0:58:00	トリパススケジュールについてのご説明をというところが話がございました。
0:58:05	一方で、資料1-2の中で、
0:58:09	収納停止に関わる設購入の出し方についてどのように考えているのかというご質問がございましたので、
0:58:17	結果として同じ形での資料ということになっております。
0:58:23	本件につきましては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:28	許認可それから、許認可の審査スケジュールという形で改めてちょっと資料を起こしまして、ご説明するものがございますが、
0:58:36	中身については、ちょっと先ほどご説明したものと同じでございます。
0:58:44	資料について、ちょっと冒頭ございますが3ヶ月遅れたというところから、改めて審査スケジュールも変更するということでお示ししてるもので、
0:58:53	まず、表中の設工認、
0:58:56	これは②とございますが、
0:58:59	これは認可後速やかに工事を実施したいというもの。
0:59:04	この認可後にですね、使用の停止に関わる設工認、これが③と振っておりますが、これを個別に申請したいというもの。
0:59:15	それから、保安規定ですね、これについて併せて整理申請したいというもの。
0:59:21	この設工認、保安規定がそれぞれ認可後に、この使用の停止に関わる工事を行いまして、
0:59:29	最終的な適合性の完了を終えたいというふうに考えてございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:35	この規定に関わる 1④でございますが、これは新規制基準に関わるもので、
0:59:42	ありまして、運転開始とともに施行というふうに考えてるものでございます。
0:59:48	説明はちょっと先ほどと同じでございます。
0:59:55	なんでまた、
0:59:57	悪いこと言う必要ない。
1:00:01	1点だけ。どうぞ。はい。店長の井上ですけども、
1:00:07	大原ヘルスマネジメントとして
1:00:11	採用する。
1:00:12	運転開始ができるのがある、令和6年の6月以降に運転開始しますよと。
1:00:20	インフォームだと思っんですけども、
1:00:22	昔の
1:00:24	昨年ですね電話3年の7月26の
1:00:29	介護資料だと、令和5年8月から管理職運転開始になっておりました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:36	この時期っていうのはH T T Rの廃棄物の他、考慮して決められたと思 うんですけども、
1:00:44	今回潮田おりにしても、特に、
1:00:47	P Rは影響ないと。
1:00:49	そういった理解で大丈夫でしょうか。
1:00:53	はい。原子力イマイです。はい。もちろんこの工程につきましては大和 田委員。それから機構として確認しておりますスケジュールでございま して、
1:01:02	お笑いの中にお笑いの中で影響がない工程となっております。
1:01:09	はい、承知いたしました。はい。
1:01:15	ここは、
1:01:44	昇降イマイですが、ちょっと補足と確認をさせていただいてよろしいで しょうか。
1:01:52	はい。お願いします。
1:01:57	はい。今回、工程とですね、前回お示ししました令和3年7月26日の 工程で、
1:02:05	ちょっと大きなポイントとなる点がございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:09	それはですね、
1:02:11	すいませんちょっと前回資料も参考として付しておればよかったんですが、
1:02:16	許可をですね、これは3ヶ月遅れで、2月末に許可をいただきたいと考えておるものでございまして、この審査期間は変わるものではございません。
1:02:28	その次の②の設工認についてはですね、
1:02:33	当初、工程では、
1:02:35	同時同時といいますか、全く同日という意味ではないんですが、
1:02:39	許可をいただいて、
1:02:41	たちまち速やかに認可をいただく。
1:02:44	いただきたいと。
1:02:45	いう希望工程で書いてございましてこれで、
1:02:52	審査会合でもご説明させていただいた経緯がございます。
1:02:56	ただ、
1:02:58	5月に現地調査来ていただいた際にですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:02	許可それから設工認の認可がですね、ほぼ同時というのは、有り得ない というようなご趣旨のコメントもございまして、
1:03:13	ここの工程のですね審査にかかる期間というのが、
1:03:19	一旦、
1:03:21	補正等オフ挟んで認可をいただくんであろうというように、ちょっと 我々、理解しているものでございます。
1:03:32	このような考え方の変更があったわけですが、ちょっとこちら の方の認識がもし誤ってればですね、
1:03:41	ちょっとご確認いただきたいと考えているものでございます。
1:04:00	規制庁の清とイノウエですけども、昔の会合の資料は一つの四角で書い ていって、
1:04:08	まとめて、
1:04:10	ほぼ同時期にそっか、それとも設工認も保安規定も、
1:04:17	良しとなると、いうことを想定して書いていました。
1:04:21	一方で間瀬本人は二つの整合性の観点であるので、許可終わった後じゃ ないと。
1:04:29	終わった後に入れると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:31	設工認の申請書を補正して、
1:04:34	そういったプロセスが入るからちょっとずれました。そういった理解で しょう。
1:04:40	減少高イマイです。はい。
1:04:43	保安規定はですね、前回の工程で、
1:04:47	別に別のプロ別のところで後にまたいただくというふうにしております ので、
1:04:56	まず許可、それから設工認、これが同時に申請させていただきまして、 同時に横並びで審査をしていき、
1:05:06	ほぼ同時期に許可設工認の認可をいただくと。
1:05:10	というような考え方物資で進めてきたわけですが、
1:05:18	この同時というのが、
1:05:23	現地調査の際にですね、同時というのは、有り得ないようなお話があっ たかと思えますけども、
1:05:30	原理的にはありえないと、そういうふうに考え、
1:05:35	考えた方がよろしいのでしょうか。そのためにですね一旦補正を 8 分挟 むのかなというふうに考えておりまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:43	補正それから認可の
1:05:47	規制庁様のお手続きも踏まえて、4ヶ月というふうに施栓を伸ばしたというものでございます。
1:06:52	規制庁イノウエはい。
1:06:55	こういった規模であることをちょっと確認いたしましたので、はい。
1:07:02	藤阪井大丈夫ですはい。
1:07:14	さっきの、
1:08:42	規制庁のですけど、
1:08:44	佐瀬事の
1:08:47	は、ホウライの須田の状況も踏まえて磯田んなっても大丈夫ですと。
1:08:54	いうところだったと思うんですけども、そういった、
1:08:57	大丈夫だという根拠となるものいただけますでしょうか。
1:09:03	述べてきたんで、
1:09:04	保管庫が、
1:09:06	いっぱいにならないんですよ。
1:09:08	といったところなんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:13	はい、原子力イマイです。はい。わかりました。それについてはちょっと別途、準備させていただいた上でですねご説明させていただきたいと考えております。
1:09:23	ちょっと
1:09:25	と改めてなんですけども、
1:09:28	仮にですね、我々
1:09:31	伸びてもという観点でちょっとご説明を申し上げたわけではなくてですね。
1:09:36	許可、それから設工認について、当初の
1:09:42	昨年の7月26日の行程通りに、
1:09:46	仮に、施設購入についても、その審査の間適切に補正をするなどすれば、
1:09:52	許可と同時期、その後、たちまち速やかに設工認の認可が
1:09:58	いただくことはまず、
1:10:00	可能なんだろうかとこのところを、ちょっと1点確認させていただきたいんですが。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:07	それは同時期はありえないというような、ちょっとお話があったものでございますから、
1:10:14	この審査期間の4ヶ月の延長がやむなしというふうに考えてるものでございしますが、
1:10:22	仮にですね、適切に施行についての
1:10:27	設備についても、適切な時期に補
1:10:29	補正等することによって、強化後速やかに設工認をいただくということは可能なんでしょうかそこをちょっとすいません、確認。
1:10:38	確認すること可能でしょうか。
1:10:45	カネコ出てる。
1:10:47	使えます。はい。
1:10:49	はい。結論と基本的には難しいです。設置許可の終わりと公認の終わりが、同じになるのは、一応内容を踏まえて工事の終点が変わるので、ま ず繰り越してる。
1:11:02	結論から言うと、同時期は難しい。
1:11:07	1個に入れるか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:10	はい。原子力です。はい。まず回答ありがとうございます承知いたしました。はい。
1:11:23	その他規制庁側から何か。
1:11:28	はい。
1:11:29	うん。うん。
1:11:33	ええ。
1:11:40	規制庁中澤です。こちらの方から確認したい点は、確認した1点は、事業となりますが、
1:11:52	J A J Aさんの方から何か確認したい点ありますでしょうか。
1:12:10	まず廃棄物管理施設の方から何かございますか。
1:12:17	はい。大洗伊井は幾つかの説明です。
1:12:21	まず、たちまち今日の面談についてはないんですが、
1:12:28	この
1:12:29	この後、今後ですね、進め方、それから、スケジュール等ですねその辺りについて、ちょっと幾つか確認させていただければと考えております。
1:12:43	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:45	越智大越です。はい。
1:12:47	あと、まず、ちょっとお待ちください。
1:12:54	一旦はいいわけです。
1:12:57	面談終了後に事務的に打ち合わせさせていただければと思います。
1:13:05	はい。議事録を今、承知しました大洗から特にこれ以上ございません。
1:13:13	終わり。はい、じゃあ、これで終了ということで一般アークでよろしいですかね。
1:13:21	はい結構でございます。はい、じゃあ、
1:13:25	はい。では本日の面談を終了します。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。